

○加古川市議会特定個人情報等取扱要綱

平成27年11月24日  
加古川市議会議長決定

加古川市議会における行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5号に規定する個人番号及び同条第8号に規定する特定個人情報の取扱いについては、別に定めるものを除くほか、加古川市特定個人情報等取扱要綱（平成27年11月10日市長決定）の例による。

附 則

この要綱は、平成27年11月24日から施行する。